

令和3年度

# 埼玉の木 みんなで使って 豊かな暮らし応援事業 「彩の木補助事業」の ご案内



## 事業の区分

- (1) 「彩の木補助事業《一般枠》」..... 100戸程度受付予定
- (2) 「彩の木補助事業《子育て世帯枠》」【名称変更】..... 80戸程度受付予定
- (3) 「彩の木補助事業《梁(はり)桁(けた)枠》」【新規】..... 20戸程度受付予定

## 交付申請受付期間

### (1) 《一般枠》及び《梁桁枠》

令和3年6月1日(火)～令和4年2月4日(金)【必着】  
 先着順に受け付け、予定数に達し次第終了します。  
 予定数に達した日に複数件の申請があったときは、抽選により順位を決定し受け付けます。

### (2) 《子育て世帯枠》

令和3年6月1日(火)～令和3年7月30日(金)【必着】  
 この間の申請が予定数を越えた場合は、抽選により受け付けます。  
 落選となった方は《一般枠》で受け付けます。

## 申請方法

郵送又は持参により受け付けます。  
 ※事務所を移転しました。

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂2-7-7 セブンビル3-D  
 一般社団法人埼玉県木材協会「彩の木補助事業」係

## 補助対象、補助要件、補助金の額及び限度額

### (1) 《一般枠》

#### ○補助対象、補助要件

- ①新築(分譲住宅の購入も可)、増改築、内装木質化(リフォーム・リノベーション)される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- ②埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築(施工)事業者が工事すること。
- ③令和2年10月1日以降に工事請負契約(売買契約)を締結していること。
- ④令和4年2月28日までに木工事が完了すること。
- ⑤新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量(延床面積から算出する方法も可)の60%以上であること。  
 ※延床面積から算出する方法を使う場合、「延床面積×0.15」から「県産木材合板以外の合板材積」をマイナスすることができる特例措置がありましたが、令和3年度からこの特例措置を廃止します。  
 増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。  
 内装木質化の場合は、12ミリメートル以上の厚さのさいたま県産木材による施工面積が7平方メートル以上であること。

#### ○補助金の額及び限度額

- ①補助金の単価  
 新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材1立方メートルあたり17,000円  
 内装木質化の場合：さいたま県産木材による施工面積1平方メートルあたり3,000円
- ②補助金の額(いずれも、1,000円未満は切り捨て)  
 新築、購入、増改築の場合：さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額  
 内装木質化の場合：さいたま県産木材による施工面積に、補助金の単価を乗じて得た額
- ③補助金の限度額  
 1戸あたり(集合住宅の場合は1棟あたり) 340,000円

### (2) 《子育て世帯枠》【令和2年度《子育て支援枠》から名称変更】

#### ○補助対象、補助要件

- ①申請日において中学生以下の子を養育している(母子健康手帳の交付を受けている妊婦がいる)世帯の者で、自ら居住するための住宅であること。
- ②新築(分譲住宅の購入も可)、増改築される住宅が埼玉県内に所在すること。
- ③埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築(施工)事業者が工事すること。
- ④令和2年10月1日以降に工事請負契約(売買契約)を締結していること。
- ⑤令和4年2月28日までに引渡し完了すること。
- ⑥新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量(延床面積から算出する方法も可)の60%以上であること。  
 ※延床面積から算出する方法を使う場合、「延床面積×0.15」から「県産木材合板以外の合板材積」をマイナスすることができる特例措置がありましたが、令和3年度からこの特例措置を廃止します。  
 増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。

#### ○補助金の額及び限度額

- ①補助金の単価  
 さいたま県産木材1立方メートルあたり17,000円
- ②補助金の額(1,000円未満は切り捨て)及び補助金の加算  
 さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額  
 子育て世帯枠は、一律50,000円を加算します。
- ③補助金の限度額  
 1戸あたり 340,000円(加算される額を含む)

### (3) 《梁桁枠》【新規】

#### ○補助対象、補助要件

- ①新築(分譲住宅の購入も可)、増改築される住宅等が埼玉県内に所在すること。
- ②埼玉県内に事業所又は営業所を有する建築(施工)事業者が工事すること。
- ③令和2年10月1日以降に工事請負契約(売買契約)を締結していること。
- ④令和4年2月28日までに木工事が完了すること。
- ⑤梁又は桁にさいたま県産木材を3立方メートル以上使用すること。
- ⑥新築、購入の場合は、さいたま県産木材の使用割合が全体の木材使用量(延床面積から算出する方法も可)の60%以上であること。  
 ※延床面積から算出する方法を使う場合、「延床面積×0.15」から「県産木材合板以外の合板材積」をマイナスすることができる特例措置がありましたが、令和3年度からこの特例措置を廃止します。  
 増改築の場合は、さいたま県産木材の使用量が3立方メートル以上であること。

#### ○補助金の額及び限度額

- ①補助金の単価  
 さいたま県産木材1立方メートルあたり17,000円
- ②補助金の額(1,000円未満は切り捨て)及び補助金の加算  
 さいたま県産木材の使用量に、補助金の単価を乗じて得た額  
 梁桁枠は、一律50,000円を加算します。
- ③補助金の限度額  
 1戸あたり(集合住宅の場合は1棟あたり) 340,000円(加算される額を含む)



事業の詳細及び様式等は、  
 埼玉県木材協会ホームページに掲載しています。

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>

埼玉県木材協会  検索

「案内書」が必要な方は、  
 埼玉県木材協会までお電話ください。

郵送いたします。

☎048-822-2568